

外國人取得土地之規定及限制 與重測業務宣導

外國人土地取得における規定、制限及び再測量に関する指導宣伝業務

1. 外國人在中華民國取得或設定土地權利，以依條約或其本國法律，中華民國人民得在該國享受同樣權利者為限。

中華民國における外国人による土地の権利の取得または設定は、条約またはその自らの国の法律に従い、中華民國の国民が該当國において同様の権利を有することができる場合に限られます。

2. 外國人在我國取得或設定土地權利互惠國家一覽表（請依檔案格式自行選擇下載）

外国人による我が国での土地利用権利取得または設定互惠国家一覽表（ダウンロードしてご利用してください）

(1) <http://www.land.moi.gov.tw/onlinebill/705-n1.pdf>

(2) <http://www.land.moi.gov.tw/onlinebill/705-n.doc>

(3) <http://www.land.moi.gov.tw/onlinebill/705-n1.odt>

3. 林地、漁地、狩獵地、鹽地、礦地、水源地、要塞軍備區域及領域邊境之土地，不得移轉（不包括繼承）、設定負擔或租賃於外國人。

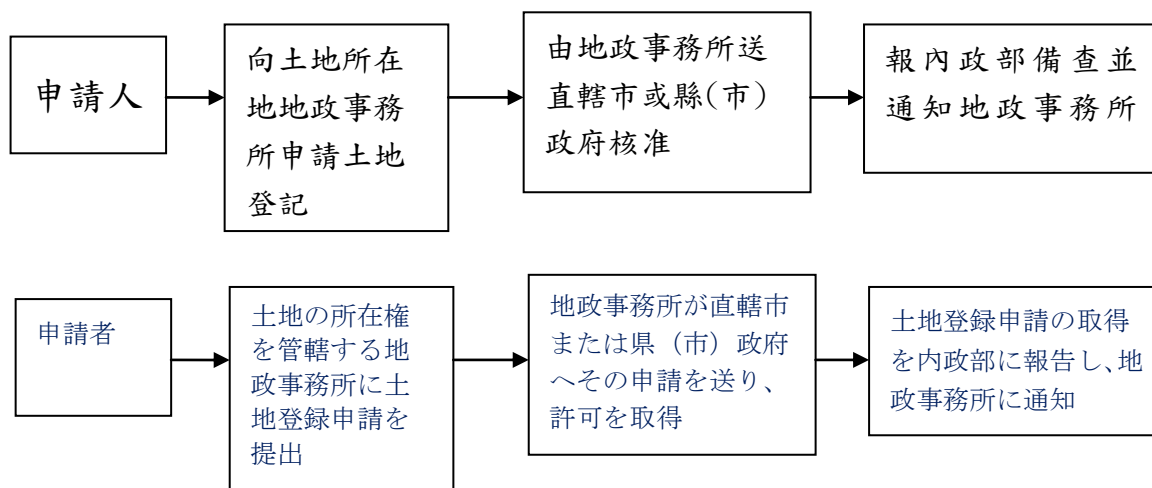
林地、漁協地、狩獵地、塩性地、鉱床、水源地, 要塞軍備区域及び領域の近隣地の土地は、土地の移転（継承は含まない）、抵当権の設定、または外国人に賃借してはいけません。

4. 因繼承取得上列土地，應於辦理繼承登記完畢之日起3年內出售與本國人，逾期未出售者，由直轄市或縣（市）地政機關移請國有財產署辦理公開標售。

繼承によって取得した上記の土地について、繼承登録手続き完了日から3年以内に本国籍を有するものに売却しなければなりません。期限を超過して未売却した場合、直轄市または県(市)政府の地政機関が財政部国庫財産管理署に委して該当土地を公開競売が行います。

5. 外國人申請取得、移轉土地建物權利，流程如下：

外国人が土地、建築物の權利を取得、移轉する申請手続きは以下の通り。



6. 依規定取得或繼承之土地，因地籍原圖破損、滅失、比例尺變更或其他重大原因，得重新實施地籍測量。

規定に従って取得または繼承によって取得した土地は、その地籍図が破損、滅失、縮尺変更、あるいはその他の重大原因があった場合、改めて地籍測量が行われなければなりません。